

## 改正の概要

### 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

#### 1 建設リサイクルに係る提出書類の一部廃止等（建設工事のみ）

山口県土木工事共通仕様書の一部改定（令和6年4月1日以降適用）に合わせて、建設工事用の指示事項13の一部を改正するもの。

「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」について、監督員に「提出」としていたものを「提示」に変更し、工事完了後の工事登録証明書の提出を不要とする。

#### 2 コリンズの登録等の確認方法（建設工事のみ）

山口県土木工事共通仕様書の一部改定（令和6年4月1日以降適用）に合わせて、建設工事用の指示事項14の一部を改正するもの。

コリンズへの登録の確認方法について、受注者が監督員に「登録内容確認書」の写しを提出することとしていたが、コリンズ登録時は登録内容確認書が監督員へメール送信されるため、提出を不要とする。

#### 3 一斉土曜閉所の取組（建設工事のみ）

山口地域発注者協議会において、国の一部及び県内各市町で取り組むこととしている公共工事の一斉土曜閉所の取組について、令和5年度は毎月第2・第4土曜日に取り組むこととしていたが、令和6年度からは、第2・第4土曜日に限らず毎週土曜日に取り組む。

本市もこれにならい、建設工事用の指示事項21の一部を改正するもの。

#### 4 施行期日 令和6年4月1日

新旧対照表 (R6.4.1 改正)

(No.30) 建設工事等の入札における入札条件及び指示事項

新	旧
別紙2 指示事項 (建設工事用)	別紙2 指示事項 (建設工事用)
<p>1.3 建設リサイクル (再生資源の利用の促進等)</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督員に提出すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に<b>提示</b>すること。</p> <p>また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督員に提出すること。工事完了<b>時に</b>、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員に<b>提示</b>すること。</p> <p>再生資源利用 (促進) 計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム (COBRIS) により作成すること_____。</p> <p>なお、COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト (<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm</a>) に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用 (促進) 実施書」の EXCELデータを提出すること。</p> <p>※建設副産物情報交換システムは、建設副産物情報センターのウェブサイトを参照のこと。</p> <p>設計図書の中で再生クラッシャーランの使用を明示した工事において、</p>	<p>1.3 建設リサイクル (再生資源の利用の促進等)</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書様式に掲載されている建設資材を工事現場に搬入する場合には、「再生資源利用計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督員に提出すること。工事完了後は、「再生資源利用実施書」を作成し、監督員に<b>提出</b>すること。</p> <p>また、受注者は、再生資源利用促進計画書様式に掲載されている建設副産物が工事現場から発生する場合には、「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書の「再生資源の利用の促進」に関する事項として監督員に提出すること。工事完了<b>後は</b>、「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督員に<b>提出</b>すること。</p> <p>再生資源利用 (促進) 計画書及び実施書は、原則として建設副産物情報交換システム (COBRIS) により作成すること<b>とし、工事完了後に工事登録証明書を提出すること。</b></p> <p>なお、COBRISにより作成できない場合は、国土交通省ウェブサイト (<a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm</a>) に掲載の「建設リサイクル報告様式」により作成することとし、工事完了後に「再生資源利用 (促進) 実施書」の EXCELデータを提出すること。</p> <p>※建設副産物情報交換システムは、建設副産物情報センターのウェブサイトを参照のこと。</p> <p>設計図書の中で再生クラッシャーランの使用を明示した工事において、</p>

再生材の使用時期及び数量等の現場条件により、40km以内の再資源化施設からの供給が見込めない場合は、監督員と協議し新材を使用すること。

#### 1.4 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ(工事実績情報システム)((一財)日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。))に基づき**作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し**、監督員の確認を受けた後に、JACICへ登録する**ものとする。**

なお、**登録**の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの**登録**期限は、契約締結後、10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの**登録**期限は、完成検査合格後、10日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐(特例監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。)のいずれかに変更があった場合の変更データの提出期限は、変更があった日から10日以内とする。
- (4) 前3号に規定する日数の算定においては、閉庁日(山口市の休日に関する条例(平成17年山口市条例第9号)に規定する休日を含む。)を除く。

#### 1.5～2.0 省略

#### 2.1 公共工事の一斉土曜閉所の取組

建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、建設現場の週休2日を実現するため、国・県・市町等の山口県内の発注機関が発注する工事に

再生材の使用時期及び数量等の現場条件により、40km以内の再資源化施設からの供給が見込めない場合は、監督員と協議し新材を使用すること。

#### 1.4 コリンズの登録

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、コリンズ(工事実績情報システム)((一財)日本建設情報総合センター(以下「JACIC」という。))に基づき、**「通知書」を作成し**、監督員の確認を受けた後に、JACICへ登録する**とともに、JACIC発行の「登録内容確認書」の写しを監督員に提出すること。**

なお、**提出**の期限は、以下のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの**提出**期限は、契約締結後、10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの**提出**期限は、完成検査合格後、10日以内とする。
- (3) 施工中に、受注時登録データのうち、工期、現場代理人、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐(特例監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。)のいずれかに変更があった場合の変更データの提出期限は、変更があった日から10日以内とする。
- (4) 前3号に規定する日数の算定においては、閉庁日(山口市の休日に関する条例(平成17年山口市条例第9号)に規定する休日を含む。)を除く。

#### 1.5～2.0 省略

#### 2.1 公共工事の一斉土曜閉所の取組

建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、建設現場の週休2日を実現するため、国・県・市町等の山口県内の発注機関が発注する工事に

において、一斉土曜閉所の取組を実施するので、  
任意での協力をお願いする。

**なお、現場閉所実施日においては**、終日、工事又は測量等の現場作業や  
現場事務所での事務作業を行わない**ものとする**。

において、毎月第2・第4土曜日を一斉に現場閉所する取組を実施するので、  
任意での協力をお願いする。

**この取組は、実施日において**、終日、工事又は測量等の現場作業や  
現場事務所での事務作業を行わない**こととするものである**。